



厚生労働省群馬労働局発表
令和元年12月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 城詰 美智晴
主任監察監督官 渡辺 功
電話 027-896-4735

報道関係者 各位

約40%の建設現場で法令違反、その内約15%に使用停止等の行政処分を実施

～ 建設現場一斉監督により労働災害の防止を徹底 ～

県内では、各種公共工事や工場・集合住宅等の新築工事をはじめ、様々な建設工事が進められています。

建設業においては、年末・年始の時期、長期休暇を挟むこともあって繁忙となり、さらに年度末に向けた工事量の増加も加わり、現場内での作業が輻輳するなど、労働災害のリスクが高まることが懸念されます。

群馬労働局（局長 田窪丈明）では、年末・年始の時期における建設業の労働災害防止の徹底を図るため、管下7つの労働基準監督署において、県内の建設現場に対する一斉監督を実施しました。その結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要】

1 実施期間	令和元年12月2日～12月13日
2 実施数	211現場
3 違反率	82現場 (38.9%)
《主要違反事項》	
墜落災害の防止に関する違反	29現場 (13.7%)
建設機械災害の防止に関する違反	21現場 (10.0%)

是正指導した現場の内、重篤な災害につながる墜落・転落災害の防止に関する違反が最も多く、29現場で違反が認められた。

違反が認められた82現場のうち12現場（14.6%）に対し、労働安全衛生法に基づく作業停止命令及び立入禁止命令等の行政処分を実施した。

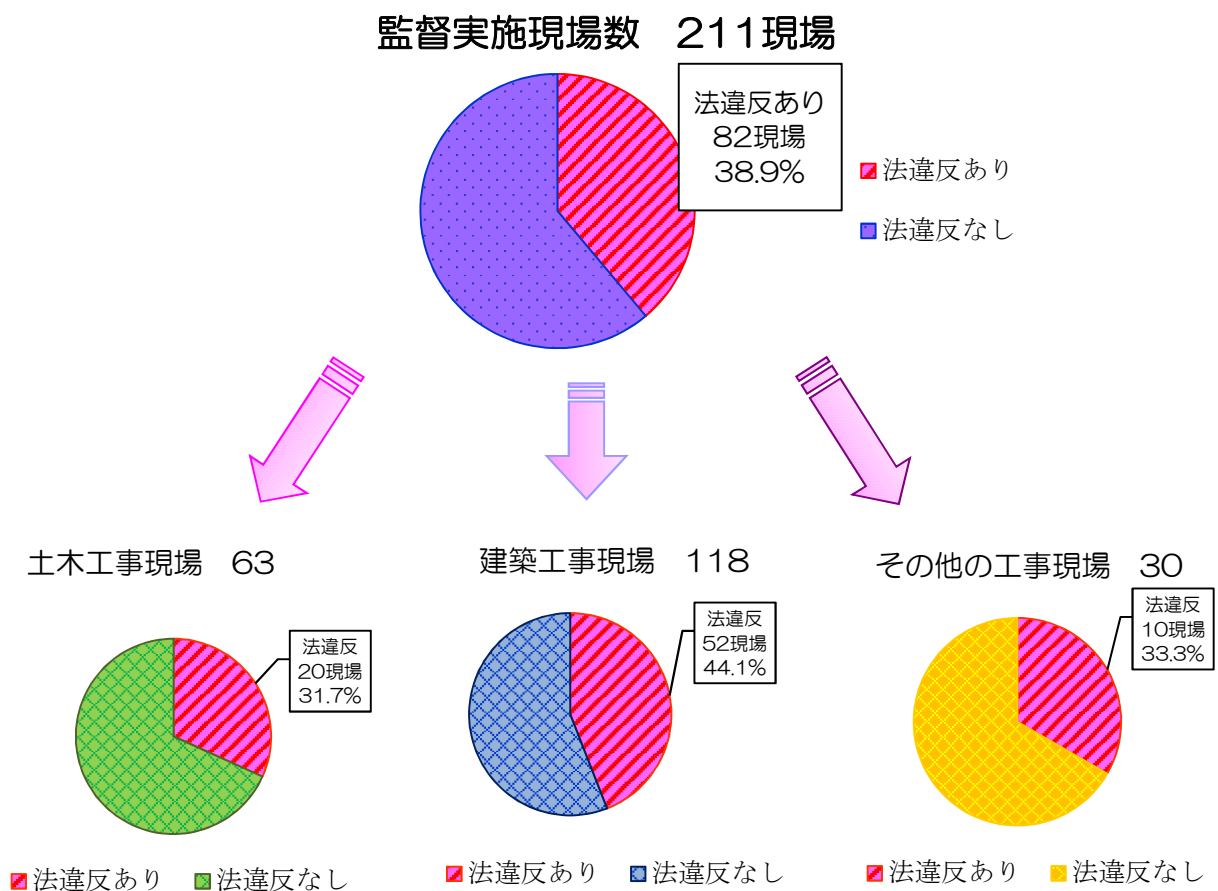
なお、行政処分を実施した現場では既に改善が図られており、行政処分以外の違反事項や指導事項についても順次確認を実施しているところ。

また、今後、建設業の事業者団体や公共工事発注機関に対し、監督結果を踏まえ、それぞれの立場で建設現場において労働安全衛生法の遵守徹底を行うよう協力依頼を実施する予定としている。

監督指導結果等について（詳細）

1 法違反の状況

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
1 監督実施工事現場数 ※1	63	118	30	211
うち違反工事現場数 (違反率%)	20 (31.7%)	52 (44.1%)	10 (33.3%)	82 (38.9%)
うち使用停止等命令書交付現場数 (違反現場数に対する割合)	2 (10.0%)	9 (17.3%)	1 (10.0%)	12 (14.6%)



管下の各労働基準監督署において選定した建設現場 211 現場に監督指導を実施した結果、82 現場（38.9% 前年比-0.2 ポイント）で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

工事種別では、土木工事 63 現場のうち 20 現場に法違反が（31.7% 前年比-1.9 ポイント）、建築工事 118 現場のうち 52 現場に法違反が（44.1% 前年比-1.5 ポイント）それぞれ認められました。

約 4 割の現場において法違反が認められたこと、建築工事現場における違反率が土木工事等に比べて高いことなどは、前年度の監督指導結果と同様の傾向となっています。

2 法違反の内容

最も多い違反は、墜落災害の防止に関する違反 (29 現場、13.7%) であり、次いで建設機械災害の防止に関する違反 (21 現場、10.0%) という結果でした。

【具体的な違反事例】

(1) 墜落災害の防止

労働安全衛生法では、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として、手すりや囲いを設ける必要がありますが、以下の墜落防止対策の未措置が認められました。

- ・建物の外部足場には墜落防止のための手すりを設ける必要があるにもかかわらず、手すりの一部が取り外されているなど、墜落防止の措置が講じられていない箇所があったもの。
- ・建物内部の吹き抜け部など作業床の一部が開口部となっている場所には、労働者が作業中に墜落することを防止するために、開口部を囲う等の措置を講じる必要があるのに、措置が講じられていないもの。
- ・土木工事においても、^{さぼうえんてい}砂防堰堤や放水路等コンクリート躯体の端や開口部には、労働者が作業中に墜落することを防止するための手すりや囲い等を設ける必要があるのに、措置が講じられていないもの。

(2) 建設機械災害の防止

建設現場では掘削用機械であるドラグ・ショベル（油圧でバケット等により地面を掘削するために用いる建設機械）が多く使用されており、同建設機械に関する違反が多く認められました。

- ・適正な運行経路や作業方法などの作業計画を定めて関係請負人に周知し、重機との接触災害等の危険防止に努める必要があるにもかかわらず、あらかじめ作業計画を作成していないもの。
- ・ドラグ・ショベルの逸走による危険を防止するため、運転席から離席する場合にはエンジンを止めなければならないのに、エンジンを止めず、バケットを上げたままの状態オペレーターが運転席から離れているもの。
- ・建設機械については、危険防止のため主たる用途以外に使用することが禁止されているにもかかわらず、掘削用機械であるドラグ・ショベルを、荷のつり上げなどに使用しているもの。

(3) その他

上記 (1)、(2) 以外で多く認められた違反は、以下の通りでした。

- ・元請事業場が下請事業者を含めた安全衛生協議組織を設置していないもの。
- ・地山掘削や足場の組み立て作業主任者の氏名等を掲示していないもの。
- ・分電盤等に絶縁覆いを設けるなど感電防止措置が取られていないもの。
- ・安全な作業通路、昇降設備が設けられていないもの。

3 法違反に対する行政措置

法違反が認められた 82 現場のうち、労働災害発生の急迫した危険が認められた 12 現場に対して使用停止命令等の行政処分を行いました。

行政処分の内容については、墜落防止措置のない高さ 2 メートル以上の箇所への作業停止措置や立入禁止措置が最も多く、その他に巻過防止装置が有効に機能していない移動式クレーンや、回転部に囲いが設けられていないモルタルミキサーなど、労働災害の危険性の高い設備に対して使用停止や変更命令措置を講じています。

なお、行政処分を行った 12 現場については既に改善が図られており、行政処分以外の違反事項や指導事項についても順次確認を行っているところです。

4 今後の方針

建設現場においては、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態であり、元請事業者が主体となって安全管理を進めることが重要です。

また、発注者においても、工事の発注内容について労働安全衛生法に配慮したものとするなど、適正な発注への理解が求められるところです。

このため、群馬労働局では、建設業の事業者団体や公共工事発注機関等に対し、それぞれの立場で建設現場における労働安全衛生の確保に向けた取り組みを行っていただくよう協力を依頼する予定です。